

一般財団法人 日本コアコンディショニング協会 個人正会員規約

第 1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般財団法人日本コアコンディショニング協会と称する。

(目的)

第2条 本協会の目的は、人々の快適な生活のサポート及びスポーツ愛好者のパフォーマンス向上に貢献するコアコンディショニングを世界中に普及させることとする。
本協会はこれらとともに実現する指導者を多数創出する組織づくりのため、活動していくことを理念とする。

第 2章 事業

(事業)

第3条 本協会は第 2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コアコンディショニングエクササイズの開発
- (2) コンディショニングトレーナーの育成
- (3) 資格認定制度の構築
- (4) トレーナーマネジメント及び派遣
- (5) コアコンディショニングの学術調査
- (6) コアコンディショニングに関するギアの開発
- (7) セミナー・シンポジウムの開催、運営
- (8) 会報誌・メール配信等の情報発信
- (9) 国内外の関連団体との交流

第 3章 正会員

第4条 正会員：協会の目的に賛同し、会費を納入して、協会活動を支援し、協会が認めたものを正会員とする。

第 4章 個人会員

(入会、更新)

第5条 正会員として所属するには、別に定める入会申込方法に沿って手続きし、別に定める入会費、年会費を納める。入会申込を行った時点で、本規約を承認したものとす
る。

第6条 正会員は、別に定める会費を納入する。

第7条 納入した入会費・年会費は理由の如何に問わず返還されないものとする。

第8条 正会員資格有効期間は、入会月から1年間とする。

第9条 正会員資格有効期間の起算日は、当協会が入会費を受け付け、入会を承認した日とする。

第10条 正会員資格の期間満了の1ヶ月前までに退会の申し出がない場合は、正会員の資格は自動的に継続されるものとする。

第11条 以下の認定資格保有者は、1年に1度（年度末まで）資格更新セミナーを受講し、コアコンについての知識や最新情報を取り入れ、コンテンツの質を維持させることとする。

（正会員無料、正会員外有料）

- ・マスター認定
- ・アドバンス認定
- ・認定ひめトレインストラクター
- ・認定キッズスペシャリスト ・認定スポーツスペシャリスト
- ・認定シニアスペシャリスト

第12条 認定資格の更新満了日は、毎年3月末とする。その期間までに資格更新セミナーを受講していない場合は、その認定資格を失うものとする。資格更新セミナー制度は2019年度から開始する。

（正会員特典）

第13条 正会員は次の特典を有する。その際は所定の規定を厳守する。

- （1）セミナーの会員特別価格での受講
- （2）セミナー再受講制度 1 / 4 価格の適用
- （3）会報誌「コアコンディショニングジャーナル」の無料購読
- （4）ストレッチポール®等の指導アイテム20%OFF購入
- （5）指導アイテムのレンタル利用 ※レンタル利用規約合意のもと
- （6）研究成果や特別症例の会員限定ライブラリーの閲覧
- （7）ご自身のブログの宣伝
- （8）WEB学習セミナー会員特別価格（一部無料）でのご購入

（登録情報）

第14条 正会員の登録情報は当協会が所有するものとする。

第15条 住所、電話番号、その他当協会への登録情報に変更が生じた場合、当該会員は速やかに所定の変更手続きを行なうものとする。

第16条 正会員が前項の届出を怠った場合、正会員特典などを受けられないことに異議ないものとする。但し、やむを得ない事情の場合にはこの限りではないものとする。また、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとする。

第17条 個人の資格で入会した正会員が退会した場合には、当該会員の正会員資格は執行となる。第三者への資格継承はできないものとする。

（正会員規約）

第18条 当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、運営委員会の議決を経て、本規約を変更することがある。

第19条 当規約は、運営委員会の協議により内容を改正できるものとする。改正にあたっては、規約の変更箇所をウェブサイトなどの電子媒体で各会員へ供覧する。

第20条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、運営委員会の議決を経て順次定めるものとする。改正にあたっては、規約の追加個所をウェブサイト上の電子媒体等で各会員へ供覧する。

(会員への通知)

第21条 当協会は、次の各号による正会員へ伝達する事由が生じたとき、当協会のウェブサイトに掲示することにより、会員に通知されるものとする。

- (1) 会則、規約の改正
- (2) 会員の特典、役割の変更
- (3) 新たな特典の提供
- (4) その他の必要事項

(退会、資格失効)

第22条 正会員が退会しようとする時は、書面で案内される更新時期の間に退会届を本協会事務局宛に郵送にて提出し、退会手続きを行うものとする。この期間での退会手続きが遅れた場合、認められない。

第23条 正会員は次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 該当資格更新条件を満たさないとき
- (2) 会員手続きが所定通り行われないうとき
- (3) 法人の解散または破産、社会更正、整理、和議の申し立てがあったとき

第24条 正会員が協会の名誉を毀損、反社会的行為、又は目的に反する行為をした時は、協会運営委員会の決議によりこれを除名することができる。

(損害賠償)

第25条 正会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償する。

(免責事項)

第26条 当協会は、正会員相互間、もしくは正会員と第三者との間に生じたいかなるトラブルに対しても、その責を負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。

第 5 章 付則

第27条 この会則は、平成 30年 4月 1日から施行する。

平成 15年 8月 8日施行

平成 18年 7月18日改正

平成 19年 4月 1日改正

平成 23年 4月 1日改正

平成 24年 1月 1日改正

平成 29年 1月 1日改正

平成 30年 4月 1日改正